

現役並み所得者の判定対象者の範囲について

現役並み所得者の判定の対象となる者の範囲について

1. 現行制度

- 現在、70歳以上の高齢者の患者負担については、原則1割、現役並みの所得を有する者は3割としているが、この「現役並み所得者」に該当するか否かについては、70歳以上の者の所得又は報酬並びに収入によって判定することとしており、具体的には、各制度において、以下の取扱いとしている。

① 老人保健制度

同一の世帯に属する老人医療受給対象者及び70～74歳の各保険の加入者について、所得及び収入により判定している。

② 健康保険等の被用者保険制度

70歳以上の被保険者（65～69歳の老人医療受給対象者である被保険者を含む。）及びその被扶養者（70歳以上の者又は65～69歳の老人医療受給対象者）について、報酬及び収入により判定している。

③ 国民健康保険制度

同一の世帯に属する70歳以上の被保険者（65～69歳の老人医療受給対象者である被保険者を含む。）について、所得及び収入により判定している。

2. 改正（案）

- 平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設により、健康保険制度等の被用者保険制度及び国民健康保険制度の被保険者から、75歳以上の者及び65～74歳の一定以上の障害を有する者が除外され、新たに後期高齢者医療制度の被保険者の資格を有することとなる。また、高齢者の患者負担について、70歳～74歳は、原則2割、75歳以上は原則1割となり、75歳を境に負担割合が異なることとなる。

○ このように、

① 保険者の共同事業である老人保健制度とは異なり、後期高齢者医療制度は独立した医療制度であること

② 70～74歳と75歳以上の高齢者の患者負担が異なること

により、後期高齢者医療制度については、現行の老人保健制度のように70歳以上の高齢者の患者負担を一つの集団として所得判定を行う合理性に乏しいことから、同一の世帯に属する被保険者のみを対象として、所得及び収入によって、現役並み所得者に該当するか否かの判定を行うこととする。

(注)

・ これに伴い、所得判定を行う高齢者の範囲が老人保健制度の判定の範囲から変更され、新たに所得判定を行ったとすると、所得区分が変更になる者が出てくることも想定されるが、平成20年4月1日の制度施行時は、税制改正に伴い平成18年8月から行っている経過措置を含め、平成20年3月31日までになされた判定を引き継ぐこととする経過措置を置くこととする。

○ なお、健康保険等の被用者保険制度及び国民健康保険制度においては、老人医療受給対象者であった被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、平成20年4月以降は、70～74歳の被保険者のみの所得又は報酬並びに収入によって、判定することとなる。

現役並み所得者の判定について(現行)

【判定の単位】

老健:実線

国保:二重線

被用者:点線

【老人保健制度】

<市町村>

課税所得 145万円以上 かつ
 収入 高齢者複数世帯 520万円以上
 高齢者単身世帯 383万円以上

【国民健康保険】

<保険者(市町村等)>

課税所得 145万円以上 かつ
 収入 高齢者複数世帯 520万円以上
 高齢者単身世帯 383万円以上

【被用者保険】

<保険者>

標準報酬月額 28万円以上 かつ
 収入 高齢者複数世帯 520万円以上
 高齢者単身世帯 383万円以上

75歳

70歳

65歳

寝たきり等

寝たきり等

現役並み所得者の判定について(新制度)

【判定の単位】

後期：実線

国保：二重線

被用者：点線

【後期高齢者医療制度】

<後期高齢者医療広域連合>

課税所得 145万円以上 かつ

収入 高齢者複数世帯 520万円以上

高齢者単身世帯 383万円以上

75歳

【国民健康保険】

<保険者(市町村等)>

課税所得 145万円以上 かつ

収入 高齢者複数世帯 520万円以上

高齢者単身世帯 383万円以上

70歳

【被用者保険】

<保険者>

標準報酬月額 28万円以上 かつ

収入 高齢者複数世帯 520万円以上

高齢者単身世帯 383万円以上

寝たきり等

65歳